

改 正 後	現 行
<p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分</p> <p>放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、<u>時間区分、就学児の医療的ケア区分</u>及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>なお、<u>時間区分及び就学児の医療的ケア区分等</u>の取扱いは一の（3の2）及び（4の2）を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示<u>第3の1のイ</u>を算定する場合</p> <p>ア (二) に該当しない就学児について算定すること。</p> <p>イ 次の（i）又は（ii）に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。</p> <p>(削る)</p>	<p><u>増加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第2の10、11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑯を準用する。</u></p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分</p> <p>放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、<u>障害児の障害種別</u>及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>なお、<u>障害児の医療的ケア区分等</u>により、算定する単位が（1）から（4）又は（一）から（四）に分かれるが、当該取扱いは一の（4の2）を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示<u>第3の1のイ（1）及びロ</u>を算定する場合</p> <p>ア (二) に該当しない就学児について算定すること。</p> <p>イ 次の（i）又は（ii）に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。</p> <p>(一の二) 通所報酬告示<u>第3の1のイ（2）</u>を算定する場合  <u>ア (二) に該当しない就学児について算定すること。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(二) 通所報酬告示第3の1の口を算定する場合      ア 就学児が重症心身障害児であること。      イ 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。</p> <p>(二の二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合      指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。</p> <p>(二の三) 通所報酬告示第3の1のニ(1)を算定する場合      指定通所基準第71条の3から第71条の6までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。</p>	<p>イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。      (i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。      (ii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。      なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</p> <p>(例1) A 標準的なサービス提供時間：4時間      B 1日に設置される単位の数：1単位      提供時間：<math>A \times B = 4</math>時間</p> <p>(例2) A 標準的なサービス提供時間：2時間      B 1日に設置される単位の数：2単位      提供時間：<math>A \times B = 4</math>時間</p> <p>(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合      ア 就学児が重症心身障害児であること。      イ 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。</p> <p>(二の二) 通所報酬告示第3の1のニを算定する場合      指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。</p> <p>(二の三) 通所報酬告示第3の1のホ(1)を算定する場合      指定通所基準第71条の3から第71条の6までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(三) 通所報酬告示第3の1のニ(2)を算定する場合</u>            指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について</u>            通所報酬告示第3の1の注5の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。</p> <p><u>①の2 中核機能強化事業所加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第3の1の注6の5の中核機能強化事業所加算については、2の(1)の③を準用する。</u></p> <p><u>② 児童指導員等加配加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第3の1の注7の児童指導員等加配加算については、2の(1)の④を準用する。</u></p>	<p><u>(二の四) 通所報酬告示第3の1のホ(2)を算定する場合</u>            指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p><u>(三) 通所報酬告示第3の1の注3を算定する場合</u>  <u>ア 通所報酬告示第3の1のイ又はロを算定していること。</u>  <u>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。</u></p> <p><u>(四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について</u>            通所報酬告示第3の1の注5の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>② 児童指導員等加配加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第3の1の注7の児童指導員等加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p>

改 正 後	現 行
(削る)	<p><u>(一) 通所報酬告示第3の1の注7のイについては、以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>(二) に該当しないこと。</u></p> <p>イ <u>放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>ウ <u>令和3年度改正後指定通所基準附則第6条による経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、(1) 又は(2) を算定する場合にあっては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p>
(削る)	<p><u>(二) 通所報酬告示第3の1の注7のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>通所報酬告示第3の1のハを算定していること。</u></p> <p>イ <u>放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p>
(削る)	<p><u>(三) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い</u></p> <p><u>(1) の③の(六) を準用する。</u></p>
<p>③ 専門的支援体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注8の専門的支援体制加算について</p>	<p>③ 専門的支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注8の専門的支援加算は、指定放課</p>

改 正 後	現 行
<p><u>は、2の（1）の④の2を準用する。</u></p>	<p>後等デイサービス事業所において、理学療法士等（保育士を除く。）による支援が必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数（通所報酬告示第3の1の注7の加算を算定している場合は、注7の加算に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等（保育士を除く。）を1以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものである。</p>
<p>④ 看護職員加配加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注9の看護職員加配加算については、<u>2の（1）の④の3を準用する。</u> (削る)</p>	<p>異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは（1）の③の（六）を準用する。 なお、通所報酬告示第3の1の注7の加算と異なり、本加算では、保育士を配置した場合は算定対象にならない点に留意されたい。 また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合は算定できないこととする。</p>
	<p>④ 看護職員加配加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注9の看護職員加配加算については、<u>次のとおり取り扱うこととする。</u> <u>(一) 看護職員加配加算（I）</u> 以下のア及びイを満たす場合に算定すること。 ア 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、障害児の医</p>

改 正 後	現 行
	<p><u>療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p>
(削る)	<p><u>(二) 看護職員加配加算 (II)</u></p> <p><u>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 医療的ケア児に対して支援を提供する能够の旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p>
(削る)	<p><u>(三) (一) 及び (二) については、いずれか1つを算定するものであること。</u></p>
(削る) ⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い	<p><u>(四) 就学児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、2の(1)の④の3の(5)を準用する。</u></p> <p><u>⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い</u></p>

改 正 後	現 行
<p>通所報酬告示第3の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、2の（1）の④の4を準用する。</p> <p>⑥ <u>家族支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の2の<u>家族支援加算</u>については、2の（1）の⑤を準用する。</p> <p>⑦ <u>子育てサポート加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の2の2の<u>子育てサポート加算</u>については、2の（1）の⑥を準用する。</p> <p>（削る）</p> <p>⑧ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。</p> <p>⑨ <u>福祉専門職員配置等加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の4の福祉専門職員配置加算については、2の（1）の⑨を準用する。</p> <p>⑩ <u>欠席時対応加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の5の<u>欠席時対応加算</u>については、2の（1）の⑪を準用する。</p> <p>（削る）</p>	<p>通所報酬告示第3の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、2の（1）の④の4を準用する。</p> <p>⑥ <u>家庭連携加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の2の<u>家庭連携加算</u>については、2の（1）の⑤を準用する。</p> <p>⑦ <u>事業所内相談支援加算（I）の取扱い</u> 通所報酬告示第3の2の2の<u>イの事業所内相談支援加算（I）</u>については、2の（1）の⑥を準用する。</p> <p>⑧ <u>事業所内相談支援加算（II）の取扱い</u> 通所報酬告示第3の2の2の<u>ロの事業所内相談支援加算（II）</u>については、2の（1）の⑥の2を準用する。</p> <p>⑨ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。</p> <p>⑩ <u>福祉専門職員配置等加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の4の福祉専門職員配置加算については、2の（1）の⑨を準用する。</p> <p>⑪ <u>欠席時対応加算（I）の取扱い</u> 通所報酬告示第3の5の<u>イの欠席時対応加算（I）</u>については、2の（1）の⑪を準用する。</p> <p><u>⑪の2 欠席時対応加算（II）の取扱い</u> 通所報酬告示第3の5の<u>イの欠席時対応加算（II）</u>については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一） 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利</p>

改 正 後	現 行
<p>⑪ 専門的支援実施加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の6の専門的支援実施加算については、2の（1）の⑫を準用する。なお、2の（1）の⑫の（四）のウ</p>	<p>用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したもの、その利用を中止した場合について算定可能とする。</p> <p>（二） 障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。こうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求すること。</p> <p>（三） 本加算における30分以下とは、放課後等デイサービスの開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まないものとする。</p> <p>（四） 放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したもの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。</p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の6の特別支援加算については、2の（1）の⑫を準用する。</p>

改 正 後	現 行
<p>に規定する専門的実施加算の月の算定限度回数については、以下のとおりとすること。</p> <p>障害児の月利用日数が6日未満の場合 限度回数2回      障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回      障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回</p> <p><u>(12) 強度行動障害児支援加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第3の8の2の強度行動障害児支援加算について</u>は、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や中核的支援人材養成研修の修了者（中核的人材研修修了者）を配置し、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス（以下この⑫において「指定放課後等デイサービス等」という。）を、強度の行動障害のある児童に対して支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の（4）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考1及び2）を参照することとする。</p> <p><u>（一）強度行動障害児支援加算（I）について</u>は、以下のア</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p>からウに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成すること。</p> <p>イ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、当該障害児通所支援事業所における強度行動障害児支援加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。情報交換を行った場合には、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましい。</p> <p>ウ 支援計画シート等に基づく指定放課後等デイサービス等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合において、以下の(i)及び(ii)に掲げる取組を行うこと。</p> <p>(i) 指定放課後等デイサービス等を行う従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。</p>	

改 正 後	現 行
<p>(ii) 実践研修修了者は、原則として2回の指定放課後等デイサービス等の利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</p> <p>(二) 強度行動障害児支援加算（II）については、以下のアからウに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 支援計画シート等については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて作成すること。</p> <p>イ (一) のイを準用する。</p> <p>ウ 支援計画シート等に基づく指定放課後等デイサービス等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、(一)のウの(i)及び(ii)並びに以下に掲げる取組を行うこと。</p> <p>中核的人材研修修了者が、原則として週に1日以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。</p> <p>(三) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</p> <p>(四) 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに500単位を加算することができる</p>	

改 正 後	現 行
<p>こととしているが、これは強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童に対して標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。</p>	
<p>(五) (一)、(二)及び(四)については、通所報酬告示第3の6の3の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。</p>	
<p>(六) 共生型放課後等デイサービス事業所においては、児童発達支援管理責任者を置いている場合に限り算定可能とする。</p>	
<p><u>⑫の3 集中的支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示第1の8の3のイの集中的支援加算（I）については、2の（1）の⑫の3を準用する。</p>	(新設)
<p><u>⑫の3 人工内耳装用児支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の6の4の人工内耳装用児支援加算については、2の（1）の⑫の4の（二）を準用する。</p>	(新設)
<p><u>⑫の4 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示第3の6の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算については、2の（1）の⑫の5を準用する。</p>	(新設)
<p><u>⑫の5 個別サポート加算（I）の取扱い</u> 通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算（I）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就</p>	<p>⑫の2 個別サポート加算（I） 通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算（I）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就</p>

改 正 後	現 行
<p>学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表（270号告示の8の4の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一） <u>通所報酬告示第3の7のイの（1）を算定する場合</u>  <u>就学児サポート調査表</u>の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上あること。</p> <p><u>なお、通所報酬告示第3の7のイの（1）を算定する場合において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合、90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算すること。</u></p> <p>（二） <u>通所報酬告示第3の7のイの（2）を算定する場合</u>  <u>食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</u></p> <p>（三） <u>主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児については加算しない。</u></p>	<p>学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表（270号告示の8の4の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一） <u>食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</u></p> <p>（二） <u>270号告示の8の4の表</u>の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上あること。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>⑫の6 個別サポート加算（II）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第3の7のロの個別サポート加算（II）について</u>  <u>では、2の（1）の⑫の7を準用する。</u></p> <p><u>⑫の7 個別サポート加算（III）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第3の7のハの個別サポート加算（III）について</u>  <u>では、不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家族等と</u>  <u>緊密に連携を図りながら、指定放課後等デイサービスを行う場</u>  <u>合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする</u>  <u>。</u></p> <p><u>（一）本加算の対象となる不登校の状態にある障害児とは、</u>  <u>「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因</u>  <u>・背景により、登校しないあるいはしたくともできない</u>  <u>状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席し</u>  <u>ている児童（病気や経済的な理由による者は除く。）」</u>  <u>であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で</u>  <u>、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要である</u>  <u>と判断された児童とする。</u></p> <p><u>（二）学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状</u>  <u>況等について共有しながら支援をしていくことについて</u>  <u>、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通</u>  <u>所支援計画に位置付けて支援を行うこと。通所支援計画</u>  <u>の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと。</u></p> <p><u>（三）学校との情報共有を、月に1回以上行うこと。その実</u>  <u>施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学</u></p>	<p><u>⑫の3 個別サポート加算（II）</u>  <u>通所報酬告示第3の7のロの個別サポート加算（II）について</u>  <u>では、2の（1）の⑫の3を準用する。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>校に共有すること。情報共有は対面又はオンラインにより行うこと。</u></p> <p><u>(四) 家族への相談援助を月に1回以上行うこと。相談援助は、居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。また、相談援助を行う場合には、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況等の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。</u></p> <p><u>(五) (三)の学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。その結果、本加算の算定を終結する場合にあっても、その後の支援においては、学校との連携に努めること。</u></p> <p><u>(六) 市町村（教育関係部局、障害児関係部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。</u></p> <p><u>(七) (三)の学校との連携及び(四)の家族等への相談援助については、関係機関連携加算（I）及び（II）、家族支援加算（I）は算定できない。</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>⑫の8 入浴支援加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第3の7の2の入浴支援加算については、2の(1)の⑫の8を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>⑫の9 自立サポート加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第3の7の3の自立サポート加算については、進路を選択する時期にある就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に、月に2回を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(一) <u>対象となる進路を選択する時期にある障害児は、高校2年生及び3年生を基本とする。</u></p> <p>(二) <u>あらかじめ障害児及び給付決定保護者の同意を得た上で、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画である自立サポート計画を作成すること。作成に当たっては、障害児及び給付決定保護者の学校卒業後の生活に向けた意向等及び学校における取組等を確認するとともに、通所支援計画及び学校で取り組まれている内容等を踏まえ、学校卒業後の生活を見据えて必要な支援について記載すること</u></p> <p>(三) <u>自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。</u></p>	(新設)

改 正 後	現 行
<p>具体的には、以下の支援を行うことが想定される。</p> <p>ア <u>自己理解の促進に向けた相談援助</u>  <u>自らの適性や特性への理解や現在や将来の生活における課題などについて、客観的な評価を交えて相談援助を行い、自己理解を深め、進路の選択やその実現につなげていくこと。</u></p> <p>イ <u>進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供</u>  <u>働くことの意義や職種・業種などに関する情報提供や、事業所での作業体験、企業等での職業体験を行うこと。取組に当たっては、地域の商工会や企業、障害者就業・生活支援センター等と連携して取り組むことが期待される。また、就労・進学等を経験している障害者による当事者としての経験に基づく相談援助・講話を行うなど、ピアの取組を進めることも期待される。</u></p> <p>ウ <u>必要な知識・技能を習得するための支援</u>  <u>学校卒業後の生活や職場での基本的マナーや、卒業後の進路に必要な具体的な知識技能を習得するための支援を行うこと。</u></p> <p><u>なお、放課後等デイサービスにおいて基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で、これらの支援を進めるよう留意すること。</u></p> <p>(四) <u>自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上で課題を把握し、必要に応じて自立サポート</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>計画の見直しを行うこと。なお、通所支援計画のモニタリングや見直しを行う場合には、あわせて自立サポート計画の確認と見直しの検討を行うこと。</u></p> <p><u>(五) 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、自立サポート計画の作成又は見直しについて説明し、同意を得ること。</u></p> <p><u>(六) 加算対象児が在学している学校との日常的な連携体制を確保し、加算対象児の進路に関する取組や今後の方向性について相互に情報共有するなど、日常的な連絡調整を行うこと。また、自立サポート計画の作成及び見直しにおいても連携を行うこと。なお、学校との連携における会議等の実施については、通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算（I）又は（II）の算定を可能とする。</u></p> <p><u>(七) 本加算の算定にあたって行った取組については、実施した日時及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p><u>⑫の10 通所自立支援加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第3の7の4の通所自立支援加算については、学校・居宅等と事業所間の移動について、障害児が自立して通所が可能となるよう職員が付き添って計画的に通所自立支援を行った場合に、算定開始より90日間を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(一) 本加算の対象となる障害児は、公共交通機関の利用経</u></p>	(新設)

改 正 後	現 行
<p><u>験が乏しいことや、単独で移動する経験が乏しいことなどにより、単独での通所に不安がある場合など、通所自立支援によって自立した通所につながっていくことが期待される障害児とする。また、安全な通所を確保する観点から、十分なアセスメントを行い、その状態や特性を踏まえて支援の実施を判断すること。</u></p> <p><u>特に、医療的ケアを要する障害児については、こどもの医療濃度や移動経路の状況、移動に要する時間等も適切に考慮すること。</u></p> <p><u>なお、重症心身障害児は本加算の対象とならない。</u></p> <p><u>(二) 加算対象児が公共交通機関等の利用又は徒歩により通所する際に、従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の通所自立支援を行うこと。</u></p> <p><u>支援は、あらかじめ障害児及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、通所支援計画に位置づけて行うものであること。</u></p> <p><u>通所自立支援にあたっては、移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等の習得について必要な助言・援助を行うことが想定される。</u></p> <p><u>この際、学校や公共交通機関等と連携を図るとともに、地域への障害児に対する理解の促進にもつながるよう努</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>めること。</u></p> <p><u>なお、同行する従業者の交通費等については事業所の負担とし、利用者に負担させることは認められないこと。</u></p> <p>(三) <u>通所自立支援の実施に当たっては、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保すること。障害児1人に対して、従業者1人が個別的に支援を行うことを基本とするが、障害児の状態に応じて、安全かつ円滑な支援が確保される場合には、障害児2人に対して従業者1人により支援を行うことも可能とする。医療的ケアを要する障害児に支援を行う場合には、看護職員等、必要な医療的ケアを行える職員が同行をすること。</u></p> <p>(四) <u>通所自立支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、その内容について職員に周知を図るとともに、支援にあたる従業者に対して研修等を行うこと。</u></p> <p>(五) <u>通所自立支援を実施した日時、支援の実施状況、障害児の様子、次回の取組で留意するポイント等について、記録を作成すること。</u></p> <p>(六) <u>同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならないこと。</u></p> <p>(七) <u>本加算は、支援開始より90日間を限度に算定するものとする。なお、進学や進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために通所自立支援</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>が必要と判断される場合には、再度算定できるものとする。その際には、環境変化を踏まえた十分なアセスメントを行い、支援の必要性及び支援内容について丁寧に判断すること。</u></p> <p>(13) 医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の(13)を準用する。</p> <p>(14) 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第3の9の送迎加算については、<u>2の(1)の(14)を準用する。</u></p> <p><u>なお、放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することとする。</u></p>	<p>(13) 医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の(13)を準用する。</p> <p>(14) 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第3の9の送迎加算については、<u>障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) 通所報酬告示第3の9のイについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。 <u>なお、就学児へのサービス時間が30分以下の場合であって、基本報酬の算定ができない場合及び欠席時対応加算（II）を算定している場合は、本加算は算定できないものとする。</u></p> <p><u>また、放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮すること</u></p>

改 正 後	現 行
(削る)	<p>とする。</p> <p>(二) <u>通所報酬告示第3の9の注1の2については、(一)及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な就学児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</u></p> <p><u>なお、対象となる就学児は基本的には医療的ケア児を想定しているが、令和3年4月から令和4年6月までの間は、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるため、医療的ケアスコアの判定がされてない場合についても、喀痰吸引等が必要な就学児については対象として差し支えない。</u></p>
(削る)	<p>(三) <u>通所報酬告示第3の9のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>また、重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1のハにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</u></p> <p><u>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</u></p> <p>(四) <u>送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等</u></p>

改 正 後	現 行
	<p>と居宅又は学校までの<u>送迎</u>のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p>
(削る)	<p>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の<u>送迎</u>を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第3の9の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p>
<p>⑯ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。 ⑰ 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、2の(1)の⑮の2を準用する。</p>	<p>⑯ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。 ⑰ 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p>
(削る)	<p>(一) <u>関係機関連携加算（I）を算定する場合</u> 2の(1)の⑮の2の(一)を準用する。</p> <p>(二) <u>関係機関連携加算（II）を算定する場合</u> ア 就学児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。</p>

改 正 後	現 行
<p>⑯の2 事業所間連携加算の取扱い  <u>通所報酬告示第3の10の事業所間連携加算については、2の（1）の⑮の3を準用する。</u></p> <p>⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示第3の10の3の保育・教育等移行支援加算については、2の（1）の⑮の4を準用する。</u></p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示第3の11、12及び13の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑯を準用する。</u></p>	<p>イ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。  ウ 就学児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。  エ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。</p> <p>(新設)</p> <p>⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示第3の10の3の保育・教育等移行支援加算については、2の（1）の⑮の3を準用する。</u></p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示第3の11、12及び13の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑯を準用する。</u></p>